

最高裁秘書第5457号

平成31年1月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成30年12月17日付け（同月19日受付，最高裁秘書第5347号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

71期司法修習生について，罷免事由別に司法修習生を罷免された人の数が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

